

～互いに個性や多様性を認め合う社会を目指して～

令和7年
4月1日
スタート

登別市



パートナーシップ ファミリーシップ 宣誓制度



性的マイノリティとは

「好きになる性」が
異性愛のみでない方や
こころの性とからだの
性が一致しない方
のことをいいます。

Q パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

双方または一方が性的マイノリティであるお二人がパートナーシップ関係にあることを市に宣誓し、宣誓したことを市が証明する制度です。また、お二人と生活を同じくする子どもや親がいる場合は、併せてファミリーシップ関係を宣誓することができます。

※この制度に法的効力はありません。

Q どんな人が対象？

パートナーシップ

- (1) 成年に達していること
- (2) 双方または一方が登別市に住所があること（転入予定含む）
- (3) 双方に配偶者または他のパートナーシップ関係の相手がないこと
- (4) 婚姻できない近親者関係ではないこと

※パートナーシップ関係に基づく養子縁組を除く

ファミリーシップ

パートナーシップにある双方または一方と生計を一にする子または親であること



問合わせ先

登別市市民生活部市民協働グループ

TEL 0143-85-2139（平日9時～17時30分）

Email simin_danjyo@city.noboribetsu.lg.jp

URL <https://www.city.noboribetsu.lg.jp/docs/2025022500053/>

